

第95期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2020年6月26日 (金曜日)
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所 | 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール
(ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)

会場についての詳細は、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するお願い

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、**本総会につきましては、極力、議決権行使書のご返送またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

ご来場に際しては、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、株主総会当日は検温、開催時間の短縮や展示会の中止など、株主の皆様のご健康に配慮した感染拡大防止措置を講じてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

感染症の感染拡大の状況により、運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-kinzoku.com/>) に掲載いたします。

ご出席の株主様へのお土産につきましては、取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第95期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
第95期定時株主総会招集ご通知 添付書類	
事業報告……………	31
連結計算書類……………	64
計算書類……………	67
監査報告……………	70

三井金属鉱業株式会社

証券コード：5706

経営理念

創造と前進を旨とし

価値ある商品によって社会に貢献し

社業の永続的発展成長を期す

三井金属鉱業株式会社

スローガン

マテリアルの知恵を活かす

第95期定時株主総会招集ご通知

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時

場所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール（ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階）

目的事項 報告事項 ▶第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
▶第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

<株主提案（第4号議案から第13号議案まで）>

- 第4号議案 西田計治代表取締役の解任を求める。
- 第5号議案 定款一部変更の件（最高経営責任者と取締役会議長の兼任について）
- 第6号議案 定款一部変更の件（役員報酬と評価内容の通知について）
- 第7号議案 定款一部変更の件（社員による当社株式の保有について）
- 第8号議案 定款一部変更の件（社員心構えの制定について）
- 第9号議案 定款一部変更の件（株主総会における決議方法について）
- 第10号議案 定款一部変更の件（当社社員の偽証の禁止について）
- 第11号議案 定款一部変更の件（懲戒処分の判断基準の明確化）
- 第12号議案 定款一部変更の件（企業見学会について）
- 第13号議案 定款一部変更の件（コスト削減について）

株主提案（第4号議案から第13号議案まで）の議案の要領は、後記の株主総会参考書類（20ページから30ページまで）に記載のとおりであります。

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社の第95期定時株主総会を6月26日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

この度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、招集ご通知の発送が例年より遅くなりましたことにつき、お詫び申し上げます。

株主総会の議案および第95期の事業の概要等につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

2020年6月11日

代表取締役社長

西田 計治



議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、左記のとおり**株主提案**がなされております。その内容は後記の株主総会参考書類に第4号議案から第13号議案として記載しておりますが、**取締役会としてはこれらの議案に反対しております。**

その他株主総会招集に関する事項

当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時50分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当社定款の定めにより、代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。また、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.mitsui-kinzoku.com/>

議決権行使のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、極力、議決権行使書のご返送またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙をご持参ください。



株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください。



こちらを切り取ってご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時50分到着分まで



インターネットでご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトにごアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

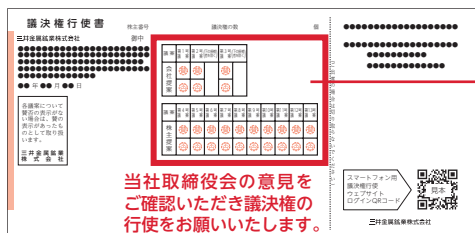
<https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時50分入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



当社取締役会の意見をご確認いただき議決権の行使をお願いいたします。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第1号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

会社提案（第2、3号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員否認する場合 「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

株主提案（第4～13号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

※インターネットによる議決権行使に必要な「議決権行使コード」と「パスワード」は裏面に記載されております。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱いたします。

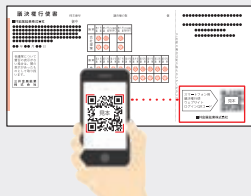
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限： 2020年6月25日（木曜日）午後5時50分入力分まで

『スマート行使』による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。

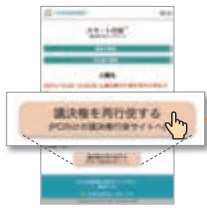


「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

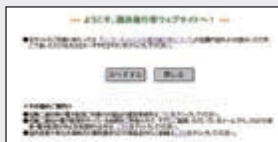
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック

- 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

- 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力の上、実際に使用する新しいパスワードを設定し、「登録」をクリック

- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様につきましては、予め申込みされた場合に限り、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<会社提案 (第1号議案から第3号議案まで) >

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、連結配当性向20%を目的に利益を還元する一方、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE (連結株主資本配当率) 2.5%を目的に配当を行うことを目標としております。

この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、財政状況、第95期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおり、前期と同額の1株につき70円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 70円 総額 3,997,445,270円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

ご参考 資本政策の基本的な方針

当社は、資本政策の動向が株主の皆様の利益に重要な影響を与えることを踏まえて、資本政策の基本的な考え方は次のとおりとしております。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内のみならずグローバルに拡大する事業の基盤として必要な株主資本の水準を保持する。
- (2) 配当政策については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としている。

具体的には、連結配当性向20%を目的に利益を還元する一方、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE (連結株主資本配当率) 2.5%を目的に配当を行うことを目標とする。

なお、経営基盤強化と財務体質の改善の進捗に応じて、株主還元方針の見直しを行う。

● 配当金・配当性向・DOEの推移

	第92期	第93期	第94期	第95期
配当金(単位:円)	70.0	70.0	70.0	70.0
配当性向 (%)	21.4	—	85.2	255.2
DOE (%)	2.5	2.5	2.5	2.5

(注) 2017年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第92期に当該株式併合が行われたと仮定し、配当金の推移を表記しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役6名は、本総会終結の時をもって全員の任期が満了いたします。つきましては、更なる取締役会の活性化および監督機能の強化を目的として取締役1名、社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであり、松永守央、三浦正晴、戸井田和彦氏は、社外取締役の候補者であります。

なお、取締役候補者につきましては、社外取締役を委員長とする指名検討委員会において、国籍や人種、性別にとらわれることなく、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討し、その結果を踏まえて取締役会にて決定しております。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役在任年数	取締役会出席率	候補者属性
1	にしだ けいじ 西田 計治	代表取締役社長	—	9年	100%	再任
2	のう たけし 納 武士	代表取締役副社長	副社長執行役員 事業創造本部長	5年	100%	再任
3	ひさおか いっし 久岡 一史	取締役	常務執行役員 環境および安全衛生 最高責任者	7年	100%	再任
4	おおしま たかし 大島 敬	取締役	常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長	6年	100%	再任
5	きべ ひさかず 木部 久和	—	常務執行役員 関連事業統括部長	—	—	新任
6	まつなが もりお 松永 守央	社外取締役	—	4年	100%	再任 社外 独立
7	みうら まさはる 三浦 正晴	社外取締役	—	1年	81%	再任 社外 独立
8	といだ かずひこ 戸井田 和彦	—	—	—	—	新任 社外 独立

(注)地位および担当は、本招集ご通知発送日時点の当社におけるものを記載しております。

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

にし だ けい じ
西田 計治

(1957年7月13日生)

所有する当社の株式数： 20,800株
取締役在任年数： 9年
取締役会への出席状況： 100% (14回/14回)



再 任

◆ 略歴、地位および担当

- 1980年 4 月 当社入社
- 2010年 6 月 当社執行役員 財務部長
- 2011年 6 月 当社取締役兼常務執行役員兼CFO（最高財務責任者）
経営企画部長兼財務部長
- 2012年 2 月 当社取締役兼常務執行役員兼CFO（最高財務責任者）経営企画部長
- 2014年 4 月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員兼CFO（最高財務責任者）
経営企画部長兼金属事業本部銅事業統括部長
- 2016年 1 月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員兼CFO（最高財務責任者）
- 2016年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの経営企画、財務を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、当社の事業に深く精通しております。また、2016年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップで当社グループを牽引し、経営基盤の強化を図ってまいりました。過去3年のROE（自己資本当期純利益率）は、社長就任以前に出資が決定したカセロネス銅鉱山事業の減損の影響を受け低迷しておりますが、この減損の影響を除いた場合、ROEは、平均7.8%となります。これは、社長として策定した中期経営計画（16中計、19中計）に基づき機能材料、金属、自動車の各事業の成長戦略を着実に展開してきた成果であると判断しております。カセロネス銅鉱山事業についてはJX金属株式会社と連携し、追加支出の抑制に努めました。一方で、自社研究開発の強化に加え、本年4月に新たに事業創造本部を立ち上げ、成長商品・事業をより多く、より効率的に創出するための社外パートナーとの共創を促進する体制を整備するなど、既存事業をベースとしつつ変革を促すための将来の布石としての打ち手も講じており、当社の持続的成長を常に念頭に置いた経営を行っております。足許の経営環境は新型コロナウイルスの影響で不透明さが増しておりますが、この厳しい時期であるからこそ、当社事業に深く精通していることに加え、コーポレートガバナンス向上に資する多様な見識、専門性、能力を備えている、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



再 任

◆ 略歴、地位および担当

- 1986年 4 月 当社入社
- 2010年 6 月 三井銅箔（マレーシア）社 社長
- 2013年10月 当社金属・資源事業本部リサイクル推進部長
- 2014年 4 月 当社執行役員 金属事業本部金属事業部技術統括部長
- 2015年 4 月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年10月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長
- 2016年 4 月 当社代表取締役常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2020年 4 月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 事業創造本部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

パウダーテック株式会社社外取締役

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、当社の事業に深く精通しております。2020年からは代表取締役副社長として、社長を全般的に補佐し、当社グループを牽引するとともに、事業創造本部を統括し、当社の中長期の企業価値向上に寄与しております。当社グループの企業価値向上、当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

ひさ おか
久岡

いっ し
一史

(1957年10月10日生)

所有する当社の株式数： 10,100株
取締役在任年数： 7年
取締役会への出席状況： 100% (14回/14回)



再 任

◆ 略歴、地位および担当

- 1980年 4 月 当社入社
- 2010年 1 月 当社銅箔事業本部特殊銅箔事業部長
- 2010年 6 月 当社執行役員 銅箔事業本部副本部長兼特殊銅箔事業部長
- 2010年11月 当社執行役員 銅箔事業本部長兼特殊銅箔事業部長
- 2011年 6 月 当社上席執行役員 電子材料事業本部長兼特殊銅箔事業部長
- 2013年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 電子材料事業本部長
- 2014年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長
- 2015年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2015年10月 当社取締役兼常務執行役員 金属事業本部副本部長
- 2016年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 金属事業本部長
- 2018年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 金属事業本部長兼環境および安全衛生最高責任者
- 2019年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 環境および安全衛生最高責任者(現任)

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

2013年に取締役に就任して以来、当社グループの機能材料事業、金属事業等の業務に携わり、幅広い業務経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。現在は、環境および安全衛生最高責任者として、当社の環境、安全の分野に携わるとともに、品質保証、生産技術、知的財産等の分野を統括し、当社の中長期の企業価値向上に寄与しております。

当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



再 任

◆ 略歴、地位および担当

- 1981年 4月 当社入社
- 2009年 10月 株式会社エム・シー・エス代表取締役社長
- 2013年 4月 当社素材関連事業本部副本部長兼関連事業部長
- 2013年 6月 当社執行役員 素材関連事業本部副本部長兼関連事業部長
- 2014年 4月 当社執行役員 関連事業統括部長
- 2014年 6月 当社取締役兼常務執行役員 関連事業統括部長
- 2016年 1月 当社取締役兼常務執行役員兼CRO（最高危機管理責任者）
経営企画副本部長兼経営企画部長
- 2016年 4月 当社取締役兼常務執行役員 経営企画副本部長兼経営企画部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

2014年に取締役に就任して以来、当社グループの財務、経営企画、リスクマネジメント、CSRなどの業務に携わり、幅広い業務経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。現在は、経営企画本部を統括し、当社の中長期の企業価値向上と持続的成長に欠かせない情報管理の強化や人材育成を推進しております。

当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

き べ ひさ かず
木部 久和

(1960年11月1日生)

所有する当社の株式数： 5,700株
取締役在任年数： 一
取締役会への出席状況： 一



新 任

◆ 略歴、地位および担当

- 1985年 4 月 当社入社
- 2009年 4 月 当社部品事業本部自動車機器事業部経理部長
- 2013年10月 三井金属アクト株式会社 取締役兼常務執行役員
企画・管理本部長兼企画部長
- 2014年 4 月 当社執行役員 金属事業本部長付
- 2014年 6 月 当社執行役員 パンパシフィック・カップー株式会社 取締役執行役員
- 2015年10月 当社上席執行役員 関連事業統括部副事業統括部長
- 2016年 1 月 当社上席執行役員 関連事業統括部長兼金属事業本部銅事業統括部長
- 2016年 4 月 当社常務執行役員 関連事業統括部長兼金属事業本部銅事業統括部長
- 2018年 4 月 当社常務執行役員 関連事業統括部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

株式会社ナカボーテック社外取締役

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの財務、経営企画、関係会社役員など幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。また、2014年からは執行役員に選任され、現在は常務執行役員として当社の経営に参画するとともに、関連事業統括部を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



再 任

社 外

独 立

◆ 略歴、地位および担当

- 1977年 8 月 米国テネシー大学博士研究員
- 1996年 9 月 九州工業大学工学部教授
- 2003年 4 月 同大学工学研究科機能システム創成工学専攻教授
- 2010年 4 月 国立大学法人九州工業大学学長
- 2016年 6 月 公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長（現任）
- 2016年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2018年 6 月 黒崎播磨株式会社社外監査役（現任）

◆ 重要な兼職の状況

公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長
黒崎播磨株式会社社外監査役

◆ 社外取締役候補者とした理由

工学における専門知識と大学教授および国立大学法人の学長としての組織運営の経験を有しております。これまでに社外取締役、社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、この豊富な経験を活かし、2016年に当社社外取締役に就任して以来、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上などに寄与しております。当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 松永守央と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、松永守央を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

候補者
番号

7

み うら
三浦

まさ はる
正晴

(1948年5月22日生)

所有する当社の株式数： 2,900株
取締役在任年数： 1年
取締役会への出席状況： 81% (9回/11回)



再 任

社 外

独 立

◆ 略歴、地位および担当

- 1975年 4 月 検事任官
- 2002年 8 月 那覇地方検察庁検事正
- 2004年 9 月 法務省入国管理局長
- 2007年 6 月 大阪地方検察庁検事正
- 2010年 1 月 福岡高等検察庁検事長
- 2011年 5 月 弁護士登録、河上法律事務所入所
- 2013年 6 月 当社社外監査役
- 2014年 6 月 OUGホールディングス株式会社社外取締役（現任）
- 2015年 5 月 銀座中央法律事務所開所
- 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）

◆ 重要な兼職の状況

弁護士
OUGホールディングス株式会社社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由

検事および弁護士としての法曹界における豊富な知識・経験を有しております。これまでに社外取締役、社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、この豊富な経験を活かし、2019年に当社社外取締役に就任して以来、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上などに更に寄与しております。当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 三浦正晴と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、三浦正晴を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役会への出席状況につきましては、2019年6月27日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者
番号

8

と い だ か ず ひ こ
戸井田 和彦

(1952年7月2日生)

所有する当社の株式数： 400株
取締役在任年数： 一
取締役会への出席状況： 一



新 任

社 外

独 立

◆ 略歴、地位および担当

- 1975年 4 月 日産自動車株式会社入社
- 1999年 7 月 同社部品事業部国内部品部長
- 2001年 4 月 同社常務 (SVP) グローバルアフターセールス担当
- 2005年 4 月 同社常務 (SVP) 日本マーケティング&セールス担当MC-Dealer議長
- 2009年 4 月 株式会社ファルテック取締役副社長
- 2009年 4 月 株式会社アルティア取締役会長
- 2010年 4 月 株式会社ファルテック代表取締役社長、CEO
- 2017年 4 月 同社代表取締役会長
- 2017年 6 月 同社相談役
- 2018年 4 月 学校法人立教学院常務理事 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

学校法人立教学院 常務理事

◆ 社外取締役候補者とした理由

日産自動車株式会社で営業部門を中心に商品企画、販売促進、販売会社の立ち上げなど幅広い業務を行い、業務執行者としての経験を有するほか、株式会社ファルテックにおいては代表取締役社長として東京証券取引所市場第一部上場を実現しました。現在は学校法人立教学院常務理事を務めており、幅広い経験・知識を有しております。

当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 戸井田和彦氏の選任が承認された場合、同氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。
2. 当社は、戸井田和彦氏の選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

ご参考

取締役会の構成 (本総会終了後の予定)

氏名	地位	担当	各取締役に特に期待する分野					
			企業 経営	事業 戦略	財務 会計	技術 研究 開発	法務 リスク 管理	国際性
にしだ けいじ 西田 計治	代表取締役社長	—	●	●	●			
のう たけし 納 武士	代表取締役副社長	副社長執行役員 事業創造本部長	●	●		●		●
ひさおか いっし 久岡 一史	取締役	常務執行役員 環境および安全衛生 最高責任者	●	●		●		●
おおしま たかし 大島 敬	取締役	常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長	●	●	●		●	
きべ ひさかず 木部 久和	取締役	常務執行役員 関連事業統括部長		●	●			●
まつなが もりお 松永 守央	社外取締役	—				●		●
みうら まさはる 三浦 正晴	社外取締役	—					●	
といで かずひこ 戸井田 和彦	社外取締役	—	●	●				●

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役門脇隆、吉田亮、石田徹の3名は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであります。

なお、石田徹は、社外監査役の候補者であります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	監査役 在任年数	取締役会 出席率	監査役会 出席率	候補者属性
1	みさわ まさゆき 三澤 正幸	執行役員 機能材料事業本部銅箔事業部長 銅箔事業部企画部長	—	—	—	新任
2	くつない あきら 沓内 哲	執行役員 経営企画本部コーポレートコミュニケ ーション部長 経理部長	—	—	—	新任
3	いしだ とおる 石田 徹	社外監査役	2年	85%	92%	再任 社外 独立

再任	再任監査役候補者	新任	新任監査役候補者	社外	社外監査役候補者	独立	東京証券取引所等の定めに基づき独立役員候補者
----	----------	----	----------	----	----------	----	------------------------

候補者
番号

1

み さわ まさ ゆき
三澤 正幸 (1958年7月18日生)

所有する当社の株式数： 1,500株
監査役在任年数： 一
取締役会への出席状況： 一
監査役会への出席状況： 一



新 任

◆ 略歴、地位および担当

1982年 4月 当社入社
2014年 4月 当社機能材料事業本部銅箔事業部長兼生産企画部長
2015年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部銅箔事業部長
2020年 1月 当社執行役員 機能材料事業本部銅箔事業部長兼企画部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 監査役候補者とした理由

当社グループの機能材料事業において、長年にわたり品質保証、安全環境、営業、海外拠点の責任者を経験しており、当社の事業に深く精通しております。また、2015年からは執行役員として、これまでの豊富な経験を活かし、企業価値向上に更に寄与しております。

以上のことから、これまでの経験、専門知識を当社監査に活かすことができると判断し、監査役候補者といたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式数：	3,000株
監査役在任年数：	—
取締役会への出席状況：	—
監査役会への出席状況：	—



新任

◆ 略歴、地位および担当

- 1984年 4 月 当社入社
- 2012年 2 月 当社財務部長
- 2014年 6 月 当社金属事業本部管理部長
- 2017年 4 月 当社執行役員 経営企画本部広報部長
- 2018年 6 月 当社執行役員 経営企画本部広報部長兼経理部長
- 2020年 4 月 当社執行役員 経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長兼経理部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 監査役候補者とした理由

当社グループの財務、広報、経営企画等を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、当社の事業に深く精通しております。2017年からは執行役員に選任され、経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長兼経理部長としてCSR、財務、広報およびIR等の幅広い分野で企業価値向上に寄与しております。以上のことから、これまでの経験、専門知識を当社監査に活かすことができると判断し、監査役候補者といたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

いしだ
石田

とおる
徹 (1952年11月1日生)

所有する当社の株式数： 0株
 監査役在任年数： 2年
 取締役会への出席状況： 85% (12回/14回)
 監査役会への出席状況： 92% (13回/14回)



再 任

社 外

独 立

◆ 略歴、地位および担当

- 1975年 4 月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2003年 7 月 経済産業省大臣官房総括審議官
- 2005年 9 月 同省貿易経済協力局長
- 2007年 7 月 同省産業技術環境局長
- 2008年 7 月 同省資源エネルギー庁長官
- 2011年 1 月 東京電力株式会社顧問
- 2013年 6 月 日本アルコール販売株式会社取締役
- 2014年 6 月 同社取締役副社長
- 2015年12月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事（現任）
- 2018年 6 月 当社社外監査役（現任）

◆ 重要な兼職の状況

日本商工会議所・東京商工会議所専務理事

◆ 社外監査役候補者とした理由

経済産業省産業技術環境局長や資源エネルギー庁長官を歴任し、現在も日本商工会議所・東京商工会議所専務理事を務めるなど、長年にわたり商工業の復興に寄与する要職を務めてきております。2018年に当社社外監査役に就任して以来、これまでの経験、専門知識を当社監査に活かすことで、企業価値向上に寄与しております。

以上のことから、引き続きその職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者といたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 1. 石田徹と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
 2. 当社は、石田徹を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

21~30ページ

<株主提案（第4号議案から第13号議案まで）> 株主1名（議決権数301個）からご提案された議案

- 第4号議案から第13号議案までは、1名の株主様（議決権数301個）からのご提案となっております。
- 各議案の提案の内容および提案の理由は、誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

株主提案 とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。

このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、1名の株主様から10議案のご提案がなされたため、これを掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも **反対** しております。

次ページ以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第4号議案

西田計治代表取締役の解任を求める。

1. 提案内容

当社株主総会を企業価値向上の議論の場として活用しない西田計治代表取締役は、当社の代表として不適任者であるため、代表取締役を解任すべきである。

2. 提案理由

株主総会における議長は、会社法の規定により、秩序維持ならびに議事整理進行権限、また、株主総会を妨害する輩の退場命令権を有している。これは、合理的な時間内に議事を進行し、会社の所有者である株主の賛同を得て、議事を決定するために与えられた権限なのである。

しかしながら、西田議長による株主総会は、株主総会前に行う過剰なりハーサルにより、進行手順を固定化させているのが実情である。この株主総会は本来の目的から逸脱し、予め当社役員らにより取り決めた議題につき、株主に対して同意を強要した感が否めない。同手法による株主総会では、株主による発言や回数を制限されたりし、意見を述べようとする株主が委縮して活発な発言ができない。

このような本末転倒の株主総会の舵取りをする西田代表取締役では、今後、企業価値向上を期待することは不可能である。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

取締役会としては、西田計治が代表取締役として適格であると判断しております。代表取締役西田計治は、当社定款の規定により株主総会の議長を務めておりますが、株主総会の議事運営につきましても、法令に則り適切にこれを行うとともに、株主の皆様からご意見、ご質問をいただけるよう議案の審議時間を確保し、適切な回答、説明に努めております。また、当社では3年前から株主総会に出席された株主の方を対象にアンケート調査を行っており、株主総会の運営全般について、下表のとおり一定の評価をいただいております。

従いまして、取締役会としては、西田計治代表取締役の解任を求めるとの本議案に反対いたします。

		第92期	第93期	第94期
開催時間		80分	83分	98分
出席者数		279名	248名	261名
質問者数		8名	8名	9名
アンケート回答率		75.3%	64.7%	65.1%
アンケート結果 (株主総会の運営全般)	満足	48.6%	41.7%	49.3%
	やや満足	20.7%	22.0%	21.6%
	ふつう	27.9%	36.2%	26.4%
	やや不満	1.1%	0.0%	2.0%
不満		1.7%	0.0%	0.7%

株主提案

第5号議案

定款一部変更の件（最高経営責任者と取締役会議長の兼任について）

1. 提案内容

最高経営責任者が、取締役会議長を兼任することは原則禁止とし、社外取締役が就任する。

2. 提案理由

最高経営責任者は、企業における意思決定機能責任者である。取締役会は、基本的な経営戦略や経営計画をすることを前提に、意思決定機能と監督機能の双方を果たすところである。

最高経営責任者が取締役会議長を兼任すれば、企業監督機能が低下する。したがって、企業統治強化のためには最高経営責任者の意思に支配されない社外取締役が取締役会議長に就くべきである。

〔当社取締役会の意見〕

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

当社取締役会が有効に機能し、適切なガバナンスが確保されているかについては、会社法や東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」（以下、「CGコード」といいます。）などに則り、不断の検討・検証をしております。かかる検討において、業務を執行しない社外取締役を取締役会の議長とすることがガバナンス上一定の範囲で有効であるとの考え方があることは認識しておりますが、当社のガバナンスに直ちに不可欠なものとは認識しておりません。

現状、当社取締役会では、議案を事前に社外取締役を含む各取締役に配付しており、各取締役がその内容を検討し、必要に応じ事前説明を受けたり情報収集を行ったうえで取締役会に臨んでおります。取締役会の場においては議案の審議に十分な時間をとり、議論を尽くした後に最適な決定を行っております。CGコードに定める取締役会の実効性評価においても、取締役会の役割・責務は十分に果たしているものと認められております。

また、当社取締役会は取締役6名中2名が社外取締役であります。本総会において上程しております「取締役8名選任の件」が承認可決されますと、取締役8名中3名が社外取締役となります。社外取締役3名が業務執行を行わない独立した立場から企業価値の向上や株主利益の保護といった観点で経営を監督することとなり、取締役会としての監督機能はより一層強化されるものと認識しております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

なお、当社取締役会の議長については、「取締役会規則」により取締役の互選により決定することとし、社外取締役の取締役会議長就任も可能となっております。

株主提案

第6号議案

定款一部変更の件（役員報酬と評価内容の通知について）

1. 提案内容

当社役員報酬と評価内容は、株主総会通知書に記すことを義務とする。

2. 提案理由

当社役員の報酬や評価内容の開示は、株主利益の観点から、妥当な報酬か否かは重要な問題である。日本での報酬体系は、欧米と比較すれば企業貢献度が反映していない。このように企業貢献度と役員報酬が連動していないこと自体が問題となるのである。

役員報酬が個別に開示されれば、企業貢献度が高い役員は相応の高額報酬が可能となり、優秀な人材を育成する体制が構築される。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

取締役および監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役の報酬等は、社外取締役を委員長とし、社長、人事担当取締役、アドバイザーの社外監査役等からなる報酬委員会で報酬額決定基準に基づき決定しております。取締役の報酬等は、基礎報酬と業績報酬で構成しており、基礎報酬は、会社業績、世間水準などを総合的に勘案したうえで、社長の基礎報酬を基準として役位毎の比率を目安に算出しております。業績報酬は連結経常利益を業績指標として報酬額を算出するほか、担当部門の業績に応じた評価を行い決定しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役には業績報酬はありません。

また、開示につきましては、事業報告および有価証券報告書において、法令に従い取締役の報酬等の総額および支給人数について適正に開示しており、当社としては、株主の経営チェックに十分応えていると認識しております。このように決定の手続きおよび開示の方法ともに適切に行われております。なお、役員報酬額につきましては、本総会に係る事業報告におきまして、社外取締役以外の取締役について、基礎報酬額、業績報酬額を区分して過去3年間の推移を表示しておりますので、ご参照ください。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

(注) 取締役および監査役の報酬等の総額、報酬の決定方針および構成等については、50ページから52ページをご参照ください。

株主提案

第7号議案

定款一部変更の件（社員による当社株式の保有について）

1. 提案内容

当社役員および勤続10年以上の幹部社員に当社株式を保有させる。

2. 提案理由

当社株価は、過去10年間で2018年の7200円が最高値となり、現在の株価（2020年4月1日現在）は1796円である。

企業株価は市場の評価に反映され、優良企業は自ずと株価が高い。よって、当社株式の購入者が増えれば、市場での株式価値も比例して高騰することになる。

当社運営を任されている全役員は、自らが就任する地位に誇りを持たなければならない。そして、その立場にあぐらをかくことなく、当社企業価値を高めるため、当社の株式を必ず保有する。また、勤続10年以上の幹部社員も同様とする。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

会社の役員や従業員が自社の株式を保有することは、会社への忠誠心や労働意欲の向上、株主構成の安定化等に一定の効果があることは認識しております。当社においても役員持株会、従業員持株会の制度を導入し役員および従業員の株式保有を推奨しております。一方で、当社の役員および従業員は、株式保有の有無にかかわらず、企業価値を高めるべく職務を遂行しており、この点において、この提案のように定款に規定することにより役員および勤続10年以上の幹部社員に当社株式の保有を義務付けることは適切ではないと考えております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

株主提案

第8号議案

定款一部変更の件（社員心構えの制定について）

1. 提案内容

当社役員および社員は排便の際、洋式便器の便座の上にまたがり、足腰を鍛錬し、株価5桁を目指して日々踏ん張る旨定款に明記するものとする。

2. 提案理由

和式トイレで踏ん張れば、便（ウンコ）はたくさん出る、つまり快便は健康に良く、勤労意欲の源である。

このことは、平成25年の某社の株主提案で議題にされ、16号議案で総会にて真剣に討論されたものである。笑いごとではなく当社にも同じことが言える。企業の利益を上げるため、当社社員に欠けているのはコスト意識である。コスト削減が何よりも重要なこの折に、洋式便器を和式便器に交換工事するのはソロバンが合わない。そこで、当社社員は排便の際、洋式便器の便座の上にまたがり、下半身の粘りを強化することとする。

これを基本動作とすれば個々の能力も上がる。当社社員が日々踏ん張り、コスト削減の重要性を認識することにより、健康管理上にも良い結果をもたらすのである。また、基本動作は精神を集中するため、日々鍛錬すれば所要時間の削減にも繋がり、時間外勤務も減少する。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

当社の役員および従業員は、役員および従業員に適用される行動規範である「行動規準」に則り、これを心構えとして、日々、企業価値を高めるべく職務を遂行しております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

株主提案

第9号議案

定款一部変更の件（株主総会における決議方法について）

1. 提案内容

株主総会においては、拍手による不正確な決議方法を廃止し、決議はすべて投票にする。

2. 提案理由

当社株主総会においては、拍手による不正確な決議方法を採用しているため、反対者の意見が反映されない状態となっている。このことも平成25年の某社の株主提案で、前議案と同じく議題にされ、21号議案にて真剣に討論されたものである。当社にも同様のことが当然言えるのである。当社の一般株主は高齢者も多く腕の筋肉も弱っており、骨も皮膚ももろくなっているため、拍手では十分な意思表示ができないばかりか、筋違いや肉離れ、骨折や内出血の惧れもある。また、老人は神経も鈍っているため、自らが負傷していても気付かないことや、耳も遠く視力も弱っているため素早い判断力に欠ける。しかし、じっくりと考えれば答えを出すことはできるので、求められた決議とは違うタイミングで拍手してしまうこともある。これら事由により、株主の判断を正確に把握するために、決議はすべて投票によって行う。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

議案の採決方法は、議案の成否を確認するために必要な方法であれば足り、議長は議決権行使書による議決権行使結果や当日の株主の出席状況を踏まえたうえで株主総会に臨んでおりますので、その方法は状況に応じた議長の選択に委ねるべきものと考えております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

株主提案

第10号議案

定款一部変更の件（当社社員の偽証の禁止について）

1. 提案内容

当社の社内文書には真実しか記載してはならず、関係省庁への虚偽証言をしてはならない。

2. 提案理由

当社は日本を代表する金属製錬・電子材料製造等を主事業とする三井グループ非鉄金属メーカーである。過去に公害の原因企業と認定された苦い経験がある。この種の事案は古き中堅社員において、隠蔽する体質が残っており、時代の変化について行けず、意味も分からずにコンプライアンスという横文字を多用化する傾向にある。企業にとって重要なことは、悪しきことが発生し、また認知した場合は、機を失せず真実を報告することであり、ましてや絶対に偽証してはならない。

【当社取締役会の意見】

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

当社においては、コンプライアンス重視の観点から、従業員が守るべき「行動規準」を定めて、定期的に教育を実施するとともにその周知状況を評価するためなどの調査を行っております。提案理由にあるような古き中堅社員において隠蔽する体質が残っているというような事実はありません。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

株主提案

第11号議案

定款一部変更の件（懲戒処分の判断基準の明確化）

1. 提案内容

当社の就業規則に懲戒の規定があるが、秘密保持に関する違反行為はさらに厳罰化する。

2. 提案理由

当社の一部社員において、過去に社内重要文書を自らの利益のために使用し、また書き換える事案が散見された。法に抵触することもあるため、この種の文書管理に十分な配意をしなければならない。なお、重大な違反は懲戒免職処分とする。また、軽微な違反者に対しては、罰則として会社内を裸足で歩かせて反省させるのも一つの案である。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

秘密保持義務は重要な義務の一つであり、同義務違反に対する懲戒処分につきましては、社内規則により、個別の事案に応じて処分の内容を決定することになっております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。なお、当社において、提案理由にあるような社内重要文書を自らの利益のために使用し、また書き換える事案が発生した事実はありません。

株主提案

第12号議案

定款一部変更の件（企業見学会について）

1. 提案内容

当社は日本を代表する企業として、企業見学会などを多用し、社外からも見渡せるガラス張りの経営を行う。

2. 提案理由

株式の一部上場企業として、健全な運営を知らしめるために企業見学会等を広く行う。ビール製造会社等では年間を通じて工場見学を受け付けており、無料でビール試飲もあるため、見学会の評判はすこぶる良い。

当社でも総務課を受付とした会社見学会を行うことが重要である。なお、会社見学では好印象を持ってもらうため、ビールの試飲代わりに京都の舞子や銀座ホステスによる接待行為等の奇抜なアイデアが必要なのである。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

当社においては、書面や会社のホームページ等で事業内容の紹介や経営計画の進捗状況等について投資家や株主の皆様にお知らせする、必要に応じて工場見学会等を催す等、当社を知っていただくための様々な施策を講じております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

株主提案

第13号議案

定款一部変更の件（コスト削減について）

1. 提案内容

当社トイレは、洋式の水洗トイレであり、トイレットペーパーを常備している。資源節約の折から、当社ではトイレットペーパーの代用品として古い新聞紙を使用する。

2. 提案理由

昨今、新型コロナウイルスにより、ネット上では「トイレットペーパーが無くなる。」との誤報虚報が錯綜し、これを機に全国の量販店等の陳列棚から、商品が消えるという事態が起きた。これは、資源が無くなる恐怖心を人類が抱いている証左である。

そのため当社では、新聞紙をトイレットペーパーの代用品として使用し、いずれは来るかも知れない資源ゼロの危機を乗り越えることとする。なお、新聞紙をいくら揉んで柔らかくしても、水洗トイレに詰まり故障の原因となる。したがって、当社では、排便の際にはまず、新聞紙を便器に敷きつめて、その上に排便する。そして、自らが備え付けの回収容器に入れて保存し、古き良き時代のように畑の肥やしで再利用する。

日本の非鉄金属会社のトップ企業として当社社員が率先し、代用品新聞紙での使用方法を実践する。硬い紙で肛門からの出血を伴っても、気合さえあれば乗り越えることの模範とならなければならない。

資源節約は経費削減となるため、ひいては企業価値および株価上昇にも繋がり、株主への配当金増加にもなる。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

コスト削減については、会社の利益に直結する企業活動継続の基本であると考えており、三井金属グループ全体で継続的に取り組んでおります。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

以上

1 三井金属グループの現況

1) 事業の経過および成果

経済概況

当期の世界経済は米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題の長期化、中国経済の減速等の影響が懸念される中で、全体としては緩やかに回復していたものの、2020年に入り世界的な新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の感染拡大により、経済活動が抑制される状況となり景気は急速に悪化しました。

わが国経済も、輸出や生産の弱さが続いたものの、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、COVID-19の影響により、企業収益や個人消費の悪化が顕在化しております。

当社グループの事業環境

当社グループを取り巻く環境としては、非鉄金属相場は、亜鉛・鉛・銅・インジウム価格は下落したものの、貴金属価格は高騰しました。また、為替相場は円高基調で推移しました。

キャリア付極薄銅箔や排ガス浄化触媒の需要は堅調であったものの、世界的な自動車市場の減速により、自動車部品の需要は減少しました。

なお、COVID-19の影響により、当社グループの海外拠点も一部で操業停止を伴う大きな制限を受けるに至りました。

	当期	前期	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	473,109	497,701	△24,592	△4.9
営業利益	13,037	18,222	△5,184	△28.5
経常利益	9,318	17,755	△8,436	△47.5
親会社株主に帰属する当期純利益	1,566	4,691	△3,124	△66.6

当社グループの取り組み

このような状況の下、当社グループは2024年のありたい姿である「機能材料、金属、自動車部品の3事業を核に、成長商品・事業を継続的に創出し、価値を拡大し続けている会社」を実現する成長基盤の変革を目指し、2019年を初年度とする3か年の中期経営計画「19中計」を策定し、昨年4月よりスタートいたしました。各事業セグメントにおいて「13、16中計の収穫」「19中計での成長戦略の実行」「変革を促す将来への布石」を実現するための重点施策に取り組みました。

具体的には、キャリア付極薄銅箔や四輪車向け排ガス浄化触媒の拡販、非鉄金属リサイクル事業の強化、チリのカセロネス銅鉱山の更なる操業改善に向けた支援、自動車部品事業のコスト競争力の強化等の諸施策を実施してまいりました。また、神岡水力発電の固定価格買取制度(以下、「神岡FIT」)の運用を開始いたしました。

当期の業績

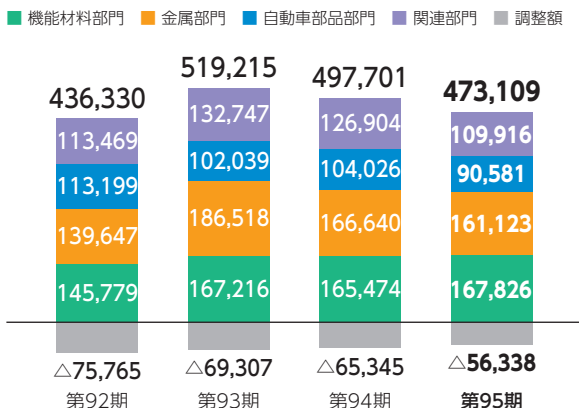
この結果、売上高は、機能材料部門は増加したものの、その他の部門の減少により、前期比24,592百万円減少の473,109百万円となりました。営業利益は、金属部門において、神岡FITの運用開始による好転要因があったものの、各部門において主要製品の販売量が減少したこと等により、前期比5,184百万円減少の13,037百万円となりました。

経常利益は、持分法による投資損失1,429百万円等を計上したこと等から、前期比8,436百万円減少の9,318百万円となりました。

特別損益においては、固定資産除却損2,154百万円等を特別損失に計上しました。加えて、税金費用および非支配株主に帰属する当期純利益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3,124百万円減少の1,566百万円となりました。

<ご参考> 部門別売上高推移

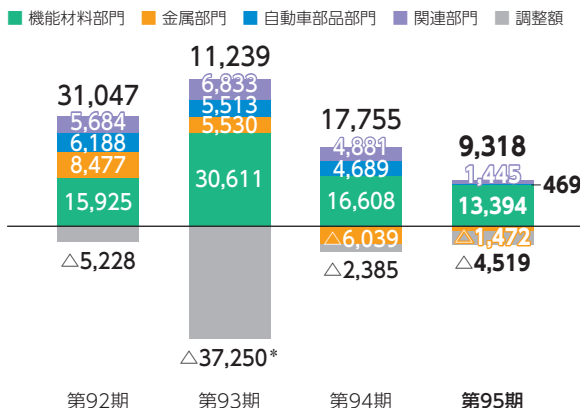
(単位：百万円)



(注) 事業部門間の売上高等は調整額で控除しております。

<ご参考> 部門別経常損益推移

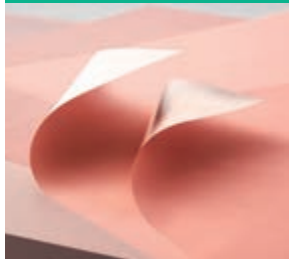
(単位：百万円)



(注) 事業部門間の取引等は調整額で控除しております。

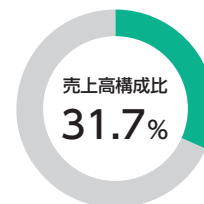
* カセロネス銅鉱山の減損損失34,603百万円を含んでおります。

機能材料部門



売上高 1,678億26百万円 (前期比 1.4%増↑)

経常利益 133億94百万円 (前期比 19.3%減↓)



<主要製品> 2020年3月31日現在

電池材料（水素吸蔵合金など）、排ガス浄化触媒、機能粉（電子材料用金属粉、酸化タンタルなど）、銅箔（キャリア付極薄銅箔、プリント配線板用電解銅箔など）、スパッタリングターゲット（ITOなど）、セラミックス製品

電池材料

水素吸蔵合金は、ハイブリッド車の市場が好調に推移したことにより販売量は増加しましたが、リチウムイオン電池用のマンガン酸リチウムは、海外向けの需要が低調であったことから販売量は減少しました。この結果、売上高は前期に比べて減少しました。



電池材料

排ガス浄化触媒

二輪車向け排ガス浄化触媒は、環境規制の強化を受け、一部車種での搭載個数が増加したこと等から販売量は増加しました。四輪車向け排ガス浄化触媒は、新規受注車種の量産を開始したことから販売量は増加しました。加えて、主要原料であるパラジウム・ロジウム価格が下半期に入り高騰したことから販売価格は上昇しました。この結果、売上高は前期に比べて増加しました。



排ガス浄化触媒

機能粉

電子材料用金属粉は、主要顧客の生産調整の影響に加え、自動車向けの需要が低調であったことから販売量は減少しました。高純度酸化タンタルは、スマートフォン向けの需要が低調であったことにより販売量は減少しました。この結果、売上高は前期に比べて減少しました。



機能粉

銅箔

キャリア付極薄銅箔は、半導体パッケージ基板向けの需要が堅調であったことから販売量は増加しました。プリント配線板用電解銅箔は、5G関連需要の立ち上がりにより通信インフラ向けの需要が堅調であったことから販売量は増加しました。この結果、売上高は前期に比べて増加しました。

なお、COVID-19の影響により、本年3月18日から海外子会社であるMitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn. Bhd.の操業を停止しておりましたが、在庫販売による受注対応に加えて、日本ならびに台湾の生産拠点による緊急支援を実施したことから、当期の業績に与える影響は軽微でありました。



銅箔

スパッタリングターゲット

主力のディスプレイ用スパッタリングターゲットは、国内の需要は前期並みであったものの、海外主要顧客の生産調整により販売量が減少しました。また、主要原料であるインジウムの価格は下落基調で推移したこと等から販売価格は下落しました。この結果、売上高は前期に比べて減少しました。

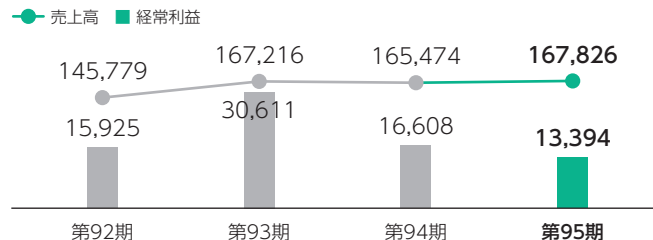


スパッタリングターゲット

以上の結果、当部門の売上高は、前期比2,351百万円増加の167,826百万円となりましたが、一方で、主要製品の一部の販売量が減少したことに加え、為替差損益が悪化したこと等により、経常利益は前期比3,213百万円減少の13,394百万円となりました。

売上高／経常利益

(単位：百万円)



金属部門



売上高 1,611億23百万円 (前期比 3.3%減↓)

経常損失 14億72百万円 (前期は60億39百万円の経常損失)

<主要製品> 2020年3月31日現在
亜鉛、鉛、銅、金、銀、資源リサイクル



亜鉛

国内の高耐食性メッキ鋼板向け需要は堅調に推移したものの、亜鉛メッキ鋼板向け需要は景気後退の影響により低調であったこと等から販売量は減少しました。加えて、亜鉛のLME（ロンドン金属取引所）価格は下落基調で推移し、国内の亜鉛価格が下落したことから、売上高は前期に比べて減少しました。



亜鉛

金・銀

金・銀ともに国際相場が上昇したこと等から、売上高は前期に比べて増加しました。

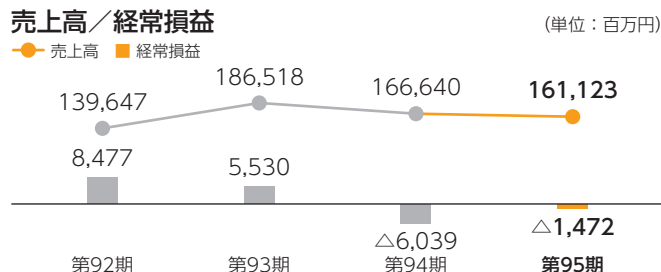
鉛

国内の鉛蓄電池向け需要は、自動車補修向けが低調であったものの、産業用向け需要の回復に加え、輸入品の減少による影響等により販売量は増加しました。一方、鉛のLME（ロンドン金属取引所）価格は総じて下落基調で推移し、国内の鉛価格が下落したことから、売上高は前期に比べて減少しました。



鉛

以上の結果、当部門の売上高は、前期比5,516百万円減少の161,123百万円となり、経常損益は、非鉄金属相場が下落したものの、原料の調達条件が改善したことや神岡FITの運用開始に加え、持分法による投資損益が改善したこと等から、前期比4,567百万円改善の1,472百万円の損失となりました。



自動車部品部門



売上高 905億81百万円 (前期比 12.9%減↓)

経常利益 4億69百万円 (前期比 90.0%減↓)

<主要製品> 2020年3月31日現在
自動車用ドアロック

売上高構成比
17.1%

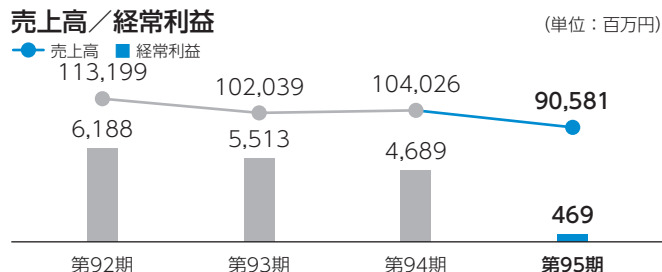
自動車用ドアロック

自動車の国内市場は、昨年の10月以降、消費税増税や災害の影響等により低調となりました。中国や米国市場は、米中貿易摩擦の長期化に加え、2020年に入りCOVID-19の影響により急速に悪化しました。これに伴い、主要製品であるサイドドアロックの販売量は減少しました。



自動車用ドアラッチ

以上の結果、当部門の売上高は、前期比13,445百万円減少の90,581百万円となり、経常利益は、コスト削減に取り組んだものの、販売量が減少したこと等から前期比4,219百万円減少の469百万円となりました。

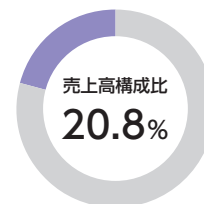


関連部門



売上高 **1,099億16**百万円 (前期比 **13.4%**減↓)

経常利益 **14億45**百万円 (前期比 **70.4%**減↓)



<主要製品> 2020年3月31日現在

各種産業プラントエンジニアリング、ダイカスト製品、粉末冶金製品、伸銅品、パーライト製品など

各種産業プラントエンジニアリング

国内外プラント工事の受注環境が低調であったことに加え、前期に計上した水力発電設備の工事進行基準による完成計上がなくなったこと等から、売上高は減少しました。

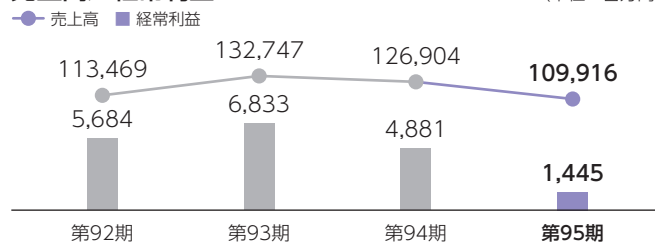


産業プラントエンジニアリング

各種製品も総じて販売量は減少したこと等から、当部門の売上高は、前期比16,988百万円減少の109,916百万円となり、経常利益は、前期比3,436百万円減少の1,445百万円となりました。

売上高／経常利益

(単位：百万円)



2) 設備投資の状況

当社グループにおける設備投資の総額は33,999百万円で、事業部門別の内訳は次のとおりであります。

事業部門	設備投資金額 (百万円)	設備投資の主な内容・目的
機能材料	14,929	四輪車向け排ガス浄化触媒の生産体制増強、銅箔スマート工場化、設備の維持・更新 等
金属	9,494	設備の維持・更新、効率化・省力化 等
自動車部品	4,017	設備の生産性向上・省力化 等
関連	3,230	設備の維持・更新 等
その他	2,326	
合計	33,999	

(注) 事業部門間の取引に伴う未実現利益はその他欄にて控除しております。

3) 資金調達の状況

第14回無担保国内普通社債の償還資金として、2019年11月に第19回無担保国内普通社債100億円を発行いたしました。

4) 研究開発および資源開発の状況

研究開発

当社のコア技術である「電気化学」、「粉体制御」、「材料複合化」等を活用して、革新的な製品を創造し、産学とも連携を強化しながら研究開発を推進しております。具体的には、全固体リチウムイオン二次電池向け固体電解質、次世代ファイン回路材料、パワー半導体用接合材料、微粒金属粉等の、主として次世代エネルギー変換材料や電子部品関連材料の研究開発に取り組んでおります。

資源開発

主にペルー「ワンサラ鉱山」および「パルカ鉱山」周辺にて探鉱を実施しました。また、カナダにて他社と共同で試錐探鉱を実施しました。

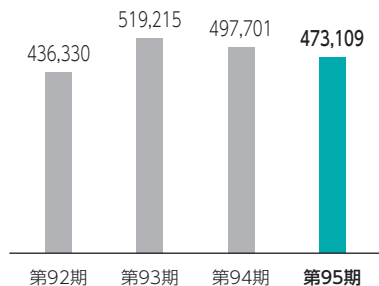
5) 財産および損益の状況の推移

		第92期	第93期	第94期	第95期
売上高	(百万円)	436,330	519,215	497,701	473,109
経常利益	(百万円)	31,047	11,239	17,755	9,318
親会社株主に帰属する 当期純損益	(百万円)	18,674	△708	4,691	1,566
総資産額	(百万円)	518,981	518,705	523,315	537,119
純資産額	(百万円)	184,421	178,652	179,673	173,255
フリーキャッシュ・フロー	(百万円)	△14,081	12,060	△4,147	1,274
設備投資額	(百万円)	37,718	40,509	36,119	33,999
ROE (自己資本当期純利益率)	(%)	10.9	△0.4	2.8	0.9
ROA (総資産経常利益率)	(%)	6.2	2.2	3.4	1.8
自己資本比率	(%)	33.5	32.4	32.5	30.7
D/Eレシオ	(倍)	1.19	1.24	1.28	1.41
1株当たり当期純損益金額	(円)	326.98	△12.40	82.15	27.43
1株当たり純資産額	(円)	3,046.43	2,945.20	2,977.84	2,884.68
1株当たり配当額	(円)	70.00	70.00	70.00	70.00

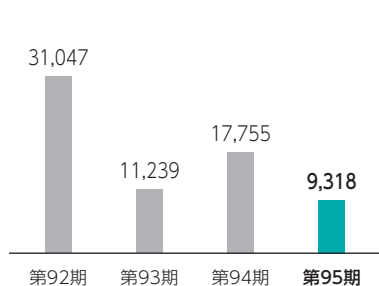
(注) 1. 1株当たり当期純損益金額は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 2017年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損益金額、1株当たり純資産額、1株当たり配当額を算定しております。

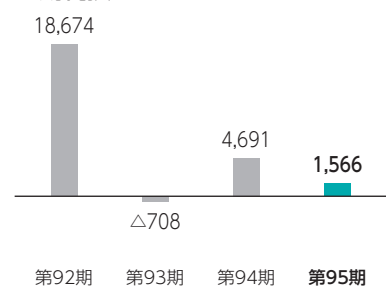
売上高 (単位：百万円)



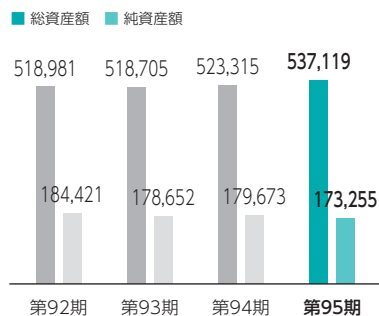
経常利益 (単位：百万円)



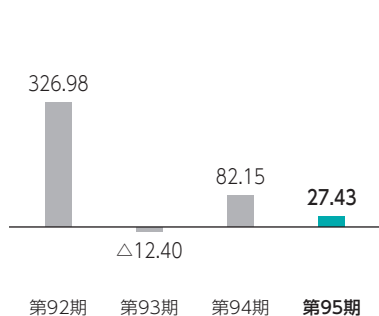
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



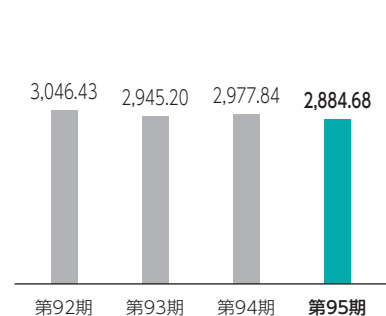
総資産額／純資産額 (単位：百万円)



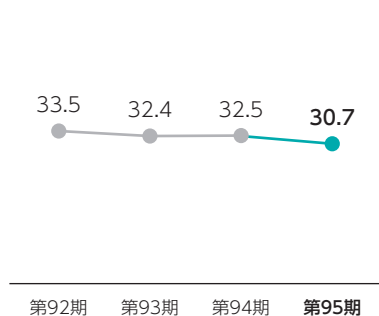
1株当たり当期純損益金額 (単位：円)



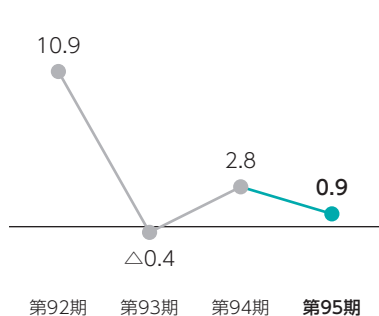
1株当たり純資産額 (単位：円)



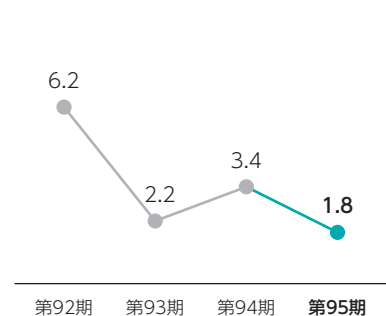
自己資本比率 (単位：%)



ROE (自己資本当期純利益率) (単位：%)



ROA (総資産経常利益率) (単位：%)



6) 対処すべき課題

経済の見通しと短期的な経営課題

新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）のパンデミックによって、世界経済は未曾有の危機に陥る恐れが高まっています。日本のみならず、当社グループの海外拠点も一部で操業停止を伴う大きな制限を受けるに至りました。

このような状況において、当社グループは市場環境の悪化を背景とした需要低迷に伴う業績悪化の最中にあり、収益や資金に与える影響の深刻さは不透明ではあるものの、非常に厳しい状況に陥る可能性があることを認識しております。

中期経営計画「19中計」の進捗と成長戦略

当社グループは、「機能材料、金属、自動車部品の3事業を核に、成長商品・事業を継続的に創出し、価値を拡大し続けている会社」を2024年のありたい姿とし、この実現に向けて、「19中計」において、成長基盤の変革を進めております。

機能材料事業では、5G^{(注)1}関連分野の市場拡大やCASE^{(注)2}による電動・電装化の流れにおいて、銅箔事業、機能性粉体事業、セラミックス事業を中心とした成長機会と認識しております。これらの商機を逃さぬよう関連市場へ拡販するとともに、メリハリある経営資源の分配を実行いたします。

また、排ガス浄化触媒では、四輪車向けへの拡販と、新規となるGPF触媒^{(注)3}市場への参入に注力してまいります。

なお、機能材料事業では、自社の研究開発と社外パートナーとの共創を通じて、成長商品・事業、新市場の創出に注力してまいりましたが、今後の更なる進捗に向けて、事業創出機能を本社部門に移管し、新たに「事業創造本部」を設置いたしました。全固体電池用材料など、将来のビジネスチャンス創出に注力いたします。

金属事業では、リサイクル原料の増処理と安定操業に努めてまいります。

2020年4月に、パンパシフィック・カッパー株式会社の再編に伴い、銅製錬事業の枠組みを見直しました。今後は既存の亜鉛・鉛・貴金属製錬に銅製錬を加えた「新たな製錬ネットワーク」のシナジーを再構築し、銅製錬機能の強化や貴金属回収の強化を含むリサイクル製錬の競争力を更に高めてまいります。

カセロネス銅鉱山では、引き続き、操業安定化や生産改善に向けた支援を継続してまいります。

ドアロックを主力とする自動車部品事業では、生産改善や量産品質の向上などによるコスト競争力強化を継続し、更なる収益改善を図ってまいります。

また、COVID-19による影響を見極めつつ、設計品質の向上、製品開発力の強化を通じて、次期モデルの受注獲得に注力してまいります。

本社部門では、「ICT 統括部」を中心に、時代に即応したデジタルトランスフォーメーション(注)4を推進してまいります。

当社を取り巻く環境は、COVID-19の影響により非常に厳しい状況ではありますが、引き続き、「マテリアルの知恵を活かす」というコーポレートスローガンの下、資本効率を意識した経営を実践するとともに、当社独自の技術や経験を活かすことで、継続的に新たな成長商品・事業の創出を実現し、「社会の持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」に努めてまいります。

(注)1. 5G：大容量、ハイスピード通信が可能となる第5世代の通信方式。

2. CASE：Connected (コネクティッド)、Autonomous/Automated (自動化)、Shared (シェアリング)、Electric (電動化)の略で、自動車の次世代技術やサービスの新たな潮流を表す造語。

3. GPF触媒：Gasoline Particulate Filterの略で、これまでの有害ガスの無害化に加え、カーボン系パーティクル (スス)を捕集するための四輪車向けガソリンエンジン用触媒。

4. デジタルトランスフォーメーション：デジタルテクノロジーを駆使して、経営の在り方やビジネスプロセスを再構築すること。

ご参考

中期経営計画「19中計」 2019年4月～2022年3月

～ありたい姿を実現する成長基盤の変革～

19中計の位置づけ

2024年のありたい姿実現のために必要な諸施策を実行する

13中計 (2013～2015)	16中計 (2016～2018)	19中計 (2019～2021)	22中計 (2022～2024)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

メリハリある「攻め」と
「守り」で持続的成長へ

新たな成長ステージに
向けた経営基盤の強化

**「2024年のありたい姿を
実現する成長基盤の変革」**

創業150年の時を越え、
未来を拓き続ける

2024年のありたい姿

機能材料、金属、自動車部
品の3事業を核に、成長商
品・事業を継続的に創出し、
価値を拡大し続けている会社

Sustainable Growth

変革を促す
「将来への布石」

19中計での
成長戦略の実行

13中計、
16中計の収穫

経営目標

	2019年度 実績	2021年度 目標	【前提条件】	2019年度 実績	2021年度 実績
経常利益	93億円	370億円	亜鉛価格（\$ / t）	2,405	2,400
自己資本比率	30.7%	40%	銅価格（¢ / lb）	266	295
ROE	0.9%	10%	為替（円 / \$）	109	110

事業部門の基本戦略と主な取り組み

機能材料セグメント	19中計基本戦略	事業	19中計の主な取り組み
	市場共創型の事業体を実現するために「成長基盤の変革」を行う	機能性粉体	<ul style="list-style-type: none"> ・5G関連製品の拡販 ・研磨材事業の拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出のための取り組み ・更なる成長のための仕組み作り 	触媒	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪車向けシェア維持 ・四輪車向け拡販および技術開発強化
	関連するSDGs    	銅箔	<ul style="list-style-type: none"> ・5G関連製品の拡販 ・マザーボードおよび非スマホパッケージ基板向け MicroThin™の拡販
		薄膜材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ITO、IGZOの競争力向上およびシェア拡大
金属セグメント	19中計基本戦略	事業	19中計の主な取り組み
	2024年のありたい姿に向けて、リサイクル製錬の深化および安定操業による収益確保のための取り組みを行う	金属	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル原料増処理 ・製錬プロセス技術開発 ・PGM^(注)回収技術の効率化
	関連するSDGs  	銅事業統括	<ul style="list-style-type: none"> ・カセロネス銅鉱山の更なる操業改善に向けたサポート
自動車部品セグメント	19中計基本戦略	事業	19中計の主な取り組み
	品質とコスト競争力の持続的な強化による利益率向上と、戦略的大型受注による拡販の実現により、将来の成長につなげる	三井金属アクト	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的大型受注（拡販）→2022年以降の受注確保 <ul style="list-style-type: none"> －営業／開発一体活動による設計品質強化 －モビリティの電動化・自動化に応じた製品開発 －欧州ビジネス拡大。モロッコ拠点立上げ ・コスト競争力強化→19中計の達成・2022年以降の土台作り <ul style="list-style-type: none"> －ICTによる生産改善強化
	関連するSDGs  		

(注) PGM：排ガス浄化触媒等の材料として利用される白金、パラジウム、ロジウム等の貴金属。

7) 主要拠点等 (2020年3月31日現在)

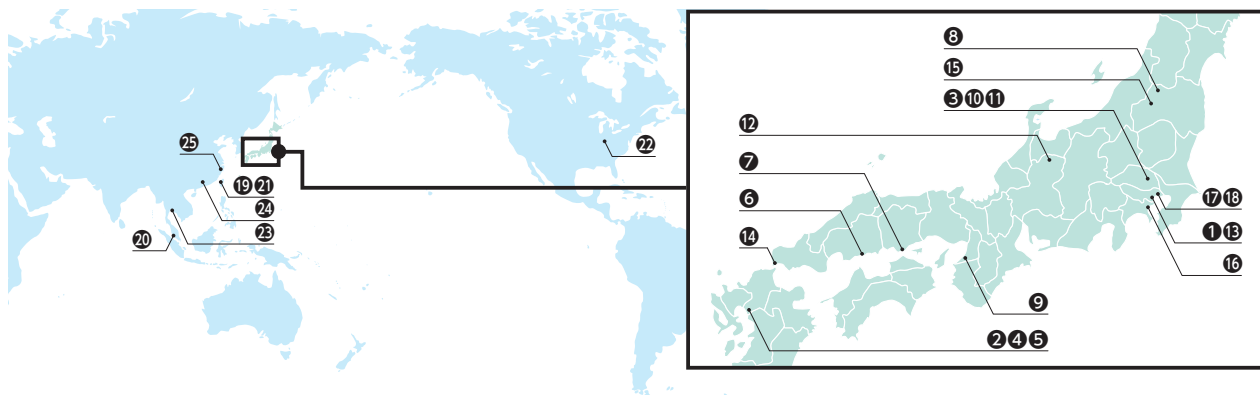
① 当社

本店	① 東京都品川区大崎一丁目11番1号	
工場	② レアメタル三池工場 (福岡県大牟田市)	⑥ 竹原製煉所 (広島県竹原市)
	③ 銅箔上尾事業所 (埼玉県上尾市)	⑦ 日比製煉所 (岡山県玉野市)
	④ 薄膜材料三池工場 (福岡県大牟田市)	⑧ パーライト喜多方工場 (福島県喜多方市)
	⑤ セラミックス大牟田工場 (福岡県大牟田市)	⑨ パーライト大阪工場 (大阪府貝塚市)
研究所	⑩ 基礎評価研究所 (埼玉県上尾市)	
	⑪ 機能材料研究所 (埼玉県上尾市)	

(注) 機能材料研究所は、2020年4月1日付組織改編により、総合研究所となりました。

② 子会社

国内	⑫ 神岡鋳業株式会社 (岐阜県飛騨市)	⑬ 八戸製錬株式会社 (東京都品川区)	⑭ 彦島製錬株式会社 (山口県下関市)	⑮ 奥会津地熱株式会社 (福島県柳津町)	⑯ 三井金属アクト株式会社 (神奈川県横浜市)	⑰ 三井金属商事株式会社 (東京都墨田区)	⑱ 三井金属エンジニアリング株式会社 (東京都墨田区)	
	海外	⑲ 台湾銅箔股份有限公司 (台湾)	⑳ 三井銅箔(マレーシア)社(マレーシア)	㉑ 台湾特格股份有限公司 (台湾)	㉒ ジーコム社 (アメリカ合衆国)	㉓ 三井サイアムコンポーネンツ社 (タイ)	㉔ 広東三井自動車配件有限公司 (中国)	㉕ 三井金属愛科特(上海)管理有限公司 (中国)



8) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社出資比率 (%)	主要事業内容
台湾銅箔股份有限公司	800 百万ニュー台湾ドル	95.0	プリント配線板用電解銅箔の製造、販売
三井銅箔（マレーシア）社 (Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd.)	330 百万マレーシアリングット	100.0	プリント配線板用電解銅箔の製造、販売
台湾特格股份有限公司	600 百万ニュー台湾ドル	100.0	スパッタリングターゲットの製造、販売
神岡鋳業株式会社	4,600	100.0	亜鉛・鉛の製錬、金属粉および排ガス浄化触媒等の製造
八戸製錬株式会社	4,795	85.5	亜鉛・鉛の製錬
彦島製錬株式会社	460	100.0	亜鉛の製錬、金属粉および電池材料等の製造
奥会津地熱株式会社	100	100.0	地熱発電用地熱蒸気の販売
三井金属アクト株式会社	3,000	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
ジーコム社 (GECOM Corp.)	15,750 千米ドル	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
三井サイアムコンポーネンツ社 (Mitsui Siam Components Co.,Ltd.)	210 百万タイバーツ	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
広東三井汽车配件有限公司	71,212 千人民币	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
三井金属愛科特（上海）管理有限公司	13,234 千人民币	100.0	自動車用ドアロックの販売
三井金属商事株式会社	240	100.0	非鉄金属および電子材料等の販売
三井金属エンジニアリング株式会社	1,085	63.4	各種産業プラントエンジニアリングおよびポリエチレン複合パイプの製造、販売、工事

9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門	従業員数 (人)
機能材料	3,773 (752)
金属	1,716 (244)
自動車部品	4,772 (120)
関連	1,684 (176)
その他	252 (25)
合計	12,197 (1,317)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に外数で記載しております。

2. 臨時従業員数は、臨時工、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

事業部門	従業員数 (人)
機能材料	1,344 (192)
金属	334 (28)
自動車部品	— (—)
関連	114 (17)
その他	238 (25)
合計	2,030 (262)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
2,030	41.9	14.3	7,217

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に外数で記載しております。

2. 臨時従業員数は、臨時工、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	23,755
三井住友信託銀行株式会社	17,820
株式会社みずほ銀行	9,521
株式会社三菱UFJ銀行	9,495
株式会社山口銀行	5,950

2 会社の現況

1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 190,000,000株
- ② 発行済株式の総数 57,296,616株
- ③ 株主数 37,542名(前期比836名増)
- ④ 大株主(上位10名)

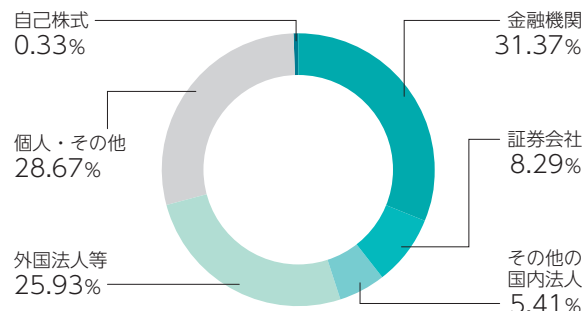
株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,926	10.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,718	8.26
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,187	3.83
J P モルガン証券株式会社	1,246	2.18
三井金属社員持株会	1,105	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,086	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385151	944	1.65
SMB C 日興証券株式会社	735	1.28
三井金属取引先持株会	679	1.19
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT	657	1.15

(注) 持株比率は自己株式(190,255株)を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況(ご参考)

区分	所有株式数(千株)	所有株式数の割合(%)
金融機関	17,976	31.37
証券会社	4,750	8.29
その他の国内法人	3,097	5.41
外国法人等	14,857	25.93
個人・その他	16,424	28.67
自己株式	190	0.33

所有株式数の割合



2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 田 計 治		
代表取締役 常務取締役	納 武 士	常務執行役員 機能材料事業本部長	パウダーテック株式会社社外取締役
取締役	久 岡 一 史	常務執行役員 環境および安全衛生最高責任者	
取締役	大 島 敬	常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長	
社外取締役	松 永 守 央		公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長 黒崎播磨株式会社社外監査役
社外取締役	三 浦 正 晴		弁護士 OUGホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	吉 田 亮		
常勤監査役	門 脇 隆		株式会社ナカボーテック社外監査役
社外監査役	石 田 徹		日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
社外監査役	武 川 恵 子		学校法人昭和女子大学教授 日本電信電話株式会社社外取締役

(注) 1. 監査役門脇隆は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当期の役員の異動 (2019年6月27日付)

①取締役佐藤順哉は、任期満了により退任いたしました。

②監査役三浦正晴は、任期満了により退任し、新たに取締役に就任いたしました。

③武川恵子は、新たに監査役に就任いたしました。

3. 取締役納武士は、2020年4月1日付で代表取締役副社長兼副社長執行役員事業創造本部長に就任いたしました。

4. 社外監査役武川恵子は、2019年6月25日付で日本電信電話株式会社社外取締役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

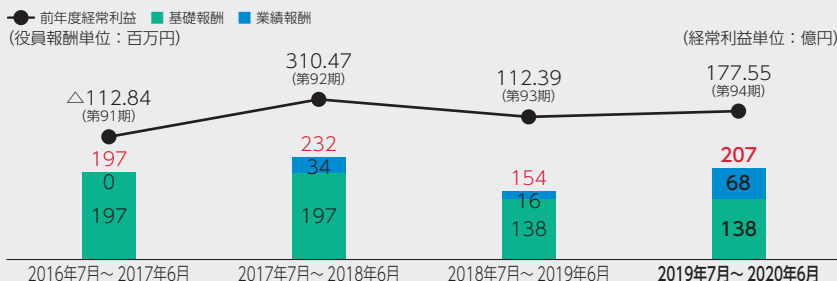
③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基礎報酬	業績報酬	
取締役	223	168	55	7
(社外取締役を除く取締役)	(194)	(138)	(55)	(4)
監査役	73	73	—	5
(社外監査役を除く監査役)	(50)	(50)	(—)	(2)
合計	297	242	55	12

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額15百万円以内と決議いただいております。
3. 上記1および2の決議における取締役の員数は11名、監査役の員数は4名です。
4. 2014年4月22日の取締役会において、取締役賞与制度を廃止し、取締役報酬は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において既にご承認いただいている報酬限度額の範囲内で、一定の基礎報酬に加えて業績に連動した業績報酬を加算して算定する（ただし、社外取締役は基礎報酬のみとし、業績報酬の加算は行わない。）ことを決定いたしました。なお、取締役報酬額は、社外取締役を委員長とする、社長、人事担当取締役、アドバイザーの社外監査役等からなる報酬委員会にて決定いたします。

ご参考 取締役（社外取締役を除く）報酬額と経常利益との連動性

取締役（社外取締役を除く）報酬について、任期の起点である株主総会終結後から1年間の報酬額の推移は次のとおりとなっております。



- ・2018年7月に基礎報酬と業績報酬の割合を変更しております。
- ・各期における取締役（社外取締役を除く）の員数は以下のとおりです。
第91期4人、第92期4人、第93期4人、第94期4人

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況

〔①取締役および監査役の状況〕に記載のとおりであります。なお、当社はいずれの法人等とも特別の関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席率(%)	監査役会 出席率(%)	主な活動状況
取締役	松永守央	100	—	当期開催の取締役会14回すべてに出席しました。工学における専門知識と長年にわたる大学教育に携わった豊富な経験から、議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。
取締役	三浦正晴	81	—	就任以降、当期開催の取締役会11回のうち9回に出席しました。検事および弁護士としての法曹界における経験と専門的見地から、議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。
監査役	石田 徹	85	92	当期開催の取締役会14回のうち12回および監査役会14回のうち13回に出席しました。長年の商工業の振興に寄与する要職者としての経験と立場から、幅広い視点で議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。
監査役	武川恵子	100	100	就任以降、当期開催の取締役会11回および監査役会10回すべてに出席しました。女性活躍推進など政策の立案・実行に携わった豊富な経験をもとに、多角的な視点で議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。

ハ. 社外役員の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基礎報酬	業績報酬	
社外役員	53	53	—	6

二. 独立役員の届出について

当社の社外役員は、いずれも経営陣をはじめとする特定の者と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社は、社外取締役（松永守央、三浦正晴）および社外監査役（石田徹、武川恵子）の4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております（当社における社外役員の独立性基準につきましては53ページをご参照ください。）。

ご参考

取締役および監査役の選任方針

当社は、社外取締役、社長、人事部担当取締役等からなる指名検討委員会を設置しており、指名検討委員会は、取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、国籍や人種、性別にとらわれることなく、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討しております。

指名検討委員会の委員長は、社外取締役から選任しております。

取締役および監査役の報酬の決定方針および構成

(1) 報酬の決定方針

当社は、社外取締役、社長、人事部担当取締役等からなる報酬委員会を設置しております。取締役の基礎報酬額および業績報酬額は株主総会で決議された範囲内で、取締役会から一任を受けた報酬委員会において報酬額決定基準に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ決定しております。

報酬委員会の委員長は、社外取締役から選任しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議において決定しております。

(2) 報酬の構成

取締役の報酬等は、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役としてふさわしいものとして、次のとおり決定しております。

当社の役員報酬は、基礎報酬と業績報酬で構成され、報酬額の水準については、市場競争力を担保するため、国内の大手企業が参加する報酬調査結果の同規模の他企業と毎年比較し、水準の妥当性を検証しております。

基礎報酬については、会社業績、世間水準などを総合的に勘案したうえで社長の基礎報酬額を設定しており、各役位の取締役の基礎報酬は、社長の基礎報酬を基準として役位毎の比率を目安に算出しております。

業績報酬については、経営成績を評価するうえで重要な指標としている連結経常利益を業績指標として報酬額を算出し、加えて、事業部門担当取締役については担当部門の業績に応じた評価を行い、加減算を実施しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績報酬はありません。

基礎報酬と業績報酬の割合は以下のとおりです。

基礎報酬	業績報酬	合計
53%~100%	47%~0%	100%

(注) 会社業績に応じ業績報酬が変動するため基礎報酬と業績報酬の割合が変動します。

社外役員の独立性基準

社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、金融商品取引所のできる独立性基準を充たす者として、それぞれ以下の要件のいずれにも該当しない者を候補者としております。

- (1) 当社または当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）
 - (2) 過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者。ただし、過去10年内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者については、それらの役職への就任の前10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者
 - (3) 当社グループを主要な取引先（注2）とする者またはその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者
 - (5) 当社グループから、役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくははその団体に所属する者または当社グループを主要な取引先とする法律事務所等の社員等である者
 - (6) 最近に於いて前記(3)から(5)のいずれかに該当していた者
 - (7) 次のア. からウ. までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族
 - ア. 前記(1)および(3)から(6)までに掲げる者
 - イ. 当社グループの非業務執行取締役
 - ウ. 最近に於いて当社グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者
- (注1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人をいう。
なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
- (注2) 「主要な取引先」とみなす基準は次のとおりとする。
- ・直前事業年度における当社グループへの当該取引先の取引額（または当該取引先への当社グループの取引額）がその者（または当社グループ）の連結売上高の2%を超える場合

3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	合計(百万円)
当社	116	13	130
子会社	55	—	55
合計	171	13	185

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の当期の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積りの算出根拠などを、会計監査人および社内関係部署から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾銅箔股份有限公司、三井銅箔（マレーシア）社、台湾特格股份有限公司、ジーコム社、三井サイアムコンポーネンツ社、広東三井汽車配件有限公司、三井金属愛科特（上海）管理有限公司は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の法定監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」および「収益認識に関するアドバイザリー業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

ご参考

コーポレートガバナンス

当社では、コーポレートガバナンスとは、株主、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるとの認識の下、当社の経営理念である「創造と前進を旨とし 価値ある商品によって社会に貢献し 社業の永続的発展成長を期す」を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じていくことであり、経営上の最も重要な課題のひとつとみなしております。

具体的には、「すべてのステークホルダーへの貢献」を目的とし、次の事項に留意した施策を当社グループ全体として実施しております。

- ・株主各位に対しては、業績に応じた適正な配当、適切な情報開示
- ・お客様に対しては、価値ある商品の供給
- ・地域社会との関係では、共生・共栄
- ・従業員に対しては、働きがいのある労働環境と労働条件の実現

また、公正かつ価値ある企業活動を可能とするための制度上の裏付けとして、次の施策等を実施しております。

- ・倫理規定を含む各種内部規則の制定
- ・社外取締役・社外監査役の選任
- ・各種内部監査制度や内部通報制度の導入

取締役と業務執行

取締役は、取締役会（毎月1回定時開催のほか随時開催）において経営上の重要な事項を審議するとともに、職務の執行を監督しております。適切かつ効率的に監督機能を果たすために、取締役会は事業に精通した取締役に社外取締役を加えた構成としております。また、取締役会の議長は、互選により選出しております。

業務執行については、執行役員制度を導入しております。上級の執行役員をメンバーとする執行最高会議（毎月2回定時開催のほか随時開催）において業務執行に関する重要な事項を審議し、その結果に基づいて執行役員の指揮の下に業務を遂行しております。

取締役に兼務する執行役員の中で、代表取締役社長が三井金属グループの経営計画の立案、決定および推進における最高経営責任を担うとともに、三井金属グループの業務執行における最高業務執行責任を担っております。

なお、当社では、全社経営戦略を業務執行の現場に迅速に徹底させる、また、経営判断にあたっては業務の実情を熟知しておく必要があるとの考えから、代表取締役および業務執行取締役は、全社あるいは各事業部門・機能部門を担当する上級の執行役員を兼務しております。

監査役

当社は監査役制度を採用しております。

監査役は、当社での業務執行経験をもつ常勤監査役2名と、非常勤の社外監査役が2名であります。監査役は、監査役会で決定した監査計画に従い、取締役の職務の執行等を監査しております。

なお、常勤監査役2名のうち1名は、関係会社の取締役として経営に携わった経験と、人事・総務業務を長年担当しリスクマネジメントに関する相当程度の知見を有する者であります。また1名は、関係会社の取締役として経営に携わった経験と、経理・経営企画業務を長年担当し経理業務に関する相当程度の知見を有する者であります。

監査役会は、監査役全員で構成され、事業の特性を理解したうえで取締役の職務執行を監視することにより経営の健全性を確保しております。監査役会は1か月に1回以上の頻度で開催しております。また、監査役のスタッフとして監査役室を設け、室員5名（兼任）を置いております。

監査役は、会計監査人からは会計監査計画の説明、監査結果の報告を受けております。また、それ以外にも会計監査人と定期的に意見交換を行っており、緊密に連携を図っております。

会計監査人

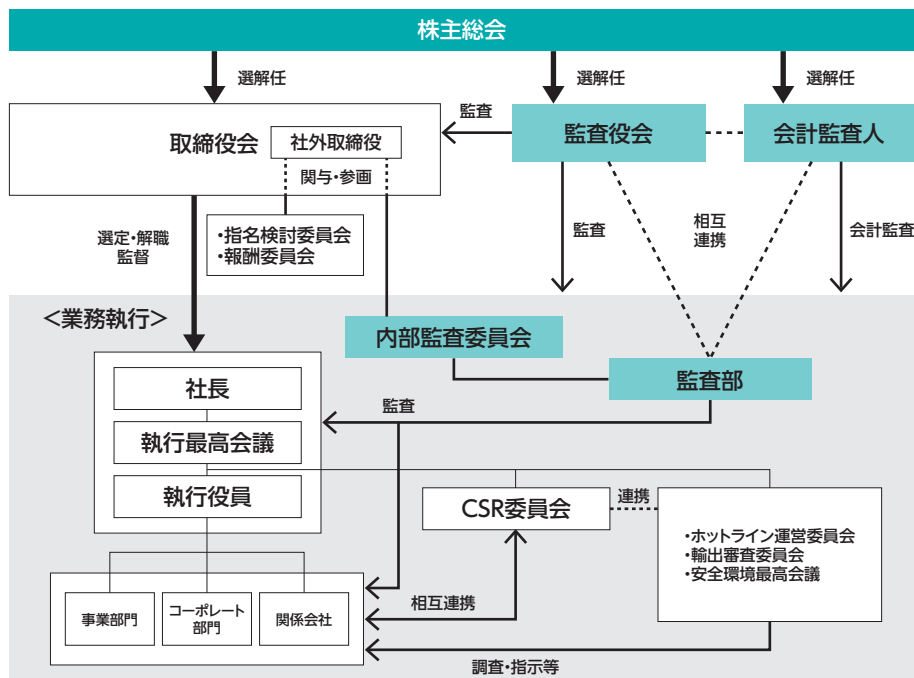
当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の指定有限責任社員であり、業務執行社員でもある公認会計士3名が執行しており、その会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他7名であります。

内部監査委員会および監査部

当社は社外取締役を委員長とする取締役会直轄の内部監査委員会を組織し、監査部が実施する内部監査の方針・計画の承認および監査結果の評価を行い、監査結果については監査部を通じて取締役会に報告しております。

内部監査は、監査部員および内部監査委員会が指名した監査担当者が、当社の各事業部・事業所ならびに国内・外の各関係会社を訪問し、経営環境、内部統制の整備状況、会計処理の状況等について監査を実施し、当社グループにおける財務処理の健全性維持・改善および業務の効率化を図っております。

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図



(注) 当社監査役と関係会社各社の監査役とは随時連携をとっております。

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、下記の当社ウェブサイトで公開しております。

<https://www.mitsui-kinzoku.com/Portals/0/images/toushi/management/governance/cgguideline.pdf>

取締役会の実効性評価

前期は第三者による実効性評価を実施いたしましたが、当期は前期までの振り返りを兼ね、自己評価を実施いたしました。

取締役会のモニタリング機能強化に向けた取り組み等、個別に更なる改善が必要な面はあるものの、前回に比べ、中期経営計画策定および個別重要案件への取締役会の関与についての評価は高くなっており、全体として、取締役会はコーポレートガバナンスの推進に貢献しているとの結果になりました。

今後は、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた、当社独自のガバナンス強化への取り組みがより一層求められているとの意見もあり、取締役会メンバーで共有いたしました。

当社取締役会では、本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行い、引き続き取締役会の機能の強化に取り組めます。また次期以降の取締役会実効性評価の一環としてフォローしてまいります。

4) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容および運用状況の概要は次のとおりであります。

① 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合するために、取締役および使用人に適用される行動規範である「行動規準」および社内規則によりコンプライアンス体制を明確にし、その推進を図る。
- イ. 「取締役会規則」等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、さらに独立性の高い社外取締役の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制とする。
- ウ. 会計、税務、法務、安全、品質、設備、環境、衛生については、その健全性維持等を目的として内部監査を実施する。

運用状況の概要

当社グループの全員が共有すべき価値観および行動規範を定めた「行動規準」の国内外への周知のため、「行動規準」の各種外国語翻訳版を整備し、コンプライアンスガイドブック等を用いて海外を含めた各拠点において研修を継続実施し、周知徹底を図っている。

各業務執行取締役は、独立性の高い社外取締役2名を含む取締役会において、重要事項を報告している。指名検討委員会および報酬委員会の委員長を社外取締役とし、これらの委員会の独立性と客観性を強化している。

内部監査委員会を取締役会直轄の組織とし、同委員長に社外取締役を選任している。内部監査委員会は、内部監査の方針および年度計画を決定し、当該決定に基づき監査部等が監査を実施している。内部監査委員会は、各事業年度終了後に監査部等が実施した監査結果の評価および指摘事項の是正状況を確認している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および「取締役会規則」、「情報管理規則」、「文書規則」等の社内規則に基づいて、作成、保存および管理する。

運用状況の概要

取締役会の議案資料および取締役会議事録は、法定の備置期限である10年を超えて永久保管しているほか、業務執行関連の重要会議の文書については、会議体により10年または永久保管している。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社の業務執行に係るリスクの発生 of 未然防止、発生したリスクへの対処等を目的として、「リスクマネジメント規則」に基づいて、各リスク毎に所管部署を定めて、当社および当社子会社の業務執行におけるリスクの把握および評価、リスクマネジメントに係る方針の決定ならびにリスク発生時の対策を実施する。

また、「緊急事態発生時の対応に関する規則」を定め、大規模災害等の発生時に人命と資産を守り、事業の早期復旧および継続を図る。

運用状況の概要

当期は、当社グループにかかるリスクの見直しを図った。経営者が当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることを認識している主要なリスクについて、リスクマップにより特定し、評価を実施している。

また、リスク調査に基づき、大規模地震への備えや訓練を実施している。緊急事態発生時の初動対応訓練や各種マニュアルの整備を実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、人命最優先を基本方針として、感染拡大の状況に応じて適時に対応することにより、事業継続を図っている。

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する担当区分を定め、当社子会社を含む決裁権限を明確にし、意思決定の効率化を図る。更に執行役員制度により業務執行の迅速化を図る。

運用状況の概要

当期においては、定時の取締役会を月1回開催、2019年5月、12月に計2回の臨時取締役会を開催し、経営に関する担当区分を定める決裁権限等に従い、必要な重要事項を審議・決定している。

社外取締役と会計監査人との間で意見交換会を1回開催するとともに、各執行役員の業務執行状況のモニタリングを実施した。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規則」等により、当社子会社の取締役の職務の執行状況について取締役、監査役および所管部門が適宜報告を受ける。

運用状況の概要

各事業部門の定例会議において、「関係会社管理規則」等に基づき、当社子会社の取締役が職務の執行状況を報告している。また、本社各部門等は、当社子会社取締役の職務の執行状況に関して入手した情報について、監査役に対して随時必要な報告をしている。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 「会社職制規則」により監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を置く。また、当該使用人の人選については、監査役の意見を参考として決定する。
- イ. 監査役の職務を補助する使用人は、「会社職制規則」により監査役を補佐し、監査役会等において、監査役からの指示を受けるとともに指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行う。

運用状況の概要

監査役を補助すべき使用人については、監査役の意見を参考として本社各部門から監査役室員を選任している。監査役室が事務局となり、毎月、監査役室連絡会を開催し、監査役室員が監査役からの指示を受けるとともに、監査役に対し、指示事項の進捗状況やその他各種情報を提供している。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

- ア. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- イ. 当社子会社の取締役、監査役および使用人は、監査役による子会社の監査に際しては、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告する。
- ウ. 内部通報制度によってなされた通報の内容については、定期的に監査役に報告する。

運用状況の概要

常勤監査役に対しては、取締役会に加え、業務執行関連の重要会議に出席する機会を確保しており、これらの会議を通して各監査役へ報告・情報提供を行っている。常勤監査役および社外監査役は、必要に応じ、当社子会社に出向いて監査を実施し、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告を受けている。

内部通報制度によってなされた通報の内容については、当社「ホットライン運営規則」に基づき通報者本人が特定されない措置を講じたうえで、定期的に監査役に報告するとともに、取締役会において総括報告している。

⑧ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役へ報告を行った取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人については、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

運用状況の概要

当社ホームページおよびコンプライアンスガイドブックで不利な取扱いを受けない旨公表するとともに、社内研修等で当該報告を理由として不利な取扱いを行わない旨を周知している。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

運用状況の概要

事業年度の初めに、年間の活動計画に基づき、費用予算を計上している。また、費用予算を上回る支出が必要となった場合には、追加予算申請を行えるようルール化している。

⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役と監査役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査役は重要な会議等に出席し、取締役および使用人との密接な情報交換を行うことができる。

運用状況の概要

当期においては、代表取締役と監査役との意見交換会を2回開催し、業務執行取締役、執行役員および経営幹部との意見交換会を6回開催した。また、社外取締役と監査役との間で会合を2回開催するとともに、会計監査人とも随時面談を実施している。

ご参考

行動規準

1.三井金属グループの社会的使命

価値ある商品により、社会に貢献します。

2.三井金属グループの一員としての自覚と社会的責任

三井金属グループの一員としての自覚、ふさわしい品位と責任を常にもって行動し、全てのステークホルダーとコミュニケーションをはかり、積極的に社会貢献活動を進めます。

3.コンプライアンスの実践

国内外の法規、ルールおよび社内規則を遵守し、かつ社会良識に基づいて行動します。

4.公正な事業活動

自由かつ公正な競争に基づく適正な営業活動を行いません。

また、政治、行政、取引先などとの健全かつ透明な関係を維持し、不正な行為に関与しません。

5.反社会的行為の排除

反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

6.積極的な情報開示と情報管理の徹底

企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、個人情報、顧客情報をはじめとする機密情報の保護と管理を徹底します。

7.地球環境への貢献

環境問題に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

8.働きやすい職場環境の確保

従業員の人権、人格、個性を尊重し、多様な人材が活躍できる、安全で働きやすい職場環境を確保します。

9.経営幹部の率先垂範

経営幹部は、この行動規準の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、自ら責任をもって行動します。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (単位：百万円)

科目	第95期 2020年3月31日現在	(ご参考) 第94期 2019年3月31日現在
資産の部		
流動資産	262,856	249,336
現金及び預金	32,677	21,536
受取手形及び売掛金	83,979	91,273
商品及び製品	41,081	36,061
仕掛品	29,536	30,392
原材料及び貯蔵品	50,897	45,299
その他	24,897	24,952
貸倒引当金	△212	△179
固定資産	274,262	273,978
有形固定資産	189,124	189,857
建物及び構築物	187,204	184,982
機械装置及び運搬具	388,292	385,567
土地	34,245	33,711
リース資産	6,031	3,768
建設仮勘定	12,067	11,492
その他	55,277	57,249
減価償却累計額	△493,993	△486,914
無形固定資産	5,762	4,613
投資その他の資産	79,375	79,508
投資有価証券	65,980	64,363
長期貸付金	435	454
退職給付に係る資産	3,769	4,625
繰延税金資産	5,174	5,765
その他	4,092	4,437
貸倒引当金	△78	△137
資産合計	537,119	523,315

科目	第95期 2020年3月31日現在	(ご参考) 第94期 2019年3月31日現在
負債の部		
流動負債	186,040	180,969
支払手形及び買掛金	41,346	39,043
短期借入金	53,187	78,010
コマーシャル・ペーパー	25,000	6,500
1年内償還予定の社債	20,000	10,000
リース債務	485	324
未払法人税等	1,986	2,600
未払消費税等	1,226	1,488
賞与引当金	4,989	5,098
役員賞与引当金	—	31
製品保証引当金	1,147	1,232
工事損失引当金	80	23
事業構造改善引当金	2	—
たな卸資産処分損失引当金	321	327
その他	36,266	36,287
固定負債	177,823	162,672
社債	40,000	50,000
長期借入金	94,883	72,368
リース債務	2,652	1,025
繰延税金負債	1,260	2,775
役員退職慰労引当金	598	502
環境対策引当金	803	878
金属鉱業等鉱害防止引当金	722	927
訴訟損失引当金	116	—
退職給付に係る負債	26,776	26,404
資産除去債務	3,727	3,341
その他	6,281	4,447
負債合計	363,863	343,641
純資産の部		
株主資本	157,296	159,207
資本金	42,129	42,129
資本剰余金	22,631	22,631
利益剰余金	93,159	95,069
自己株式	△623	△622
その他の包括利益累計額	7,436	10,847
その他有価証券評価差額金	659	1,607
繰延ヘッジ損益	△174	△1,976
為替換算調整勘定	7,275	11,524
退職給付に係る調整累計額	△322	△308
非支配株主持分	8,522	9,618
純資産合計	173,255	179,673
負債・純資産合計	537,119	523,315

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (単位：百万円)

科目	第95期 2019年4月 1日から 2020年3月31日まで	(ご参考) 第94期 2018年4月 1日から 2019年3月31日まで
売上高	473,109	497,701
売上原価	403,460	424,325
売上総利益	69,648	73,376
販売費及び一般管理費	56,611	55,153
営業利益	13,037	18,222
営業外収益	2,844	4,515
受取利息	446	299
受取配当金	1,197	1,698
その他雑収益	1,200	2,517
営業外費用	6,563	4,982
支払利息	1,749	1,605
持分法による投資損失	1,429	2,194
その他雑費用	3,384	1,182
經常利益	9,318	17,755
特別利益	740	132
固定資産売却益	175	64
受取保険金	484	20
その他特別利益	80	47
特別損失	4,264	2,725
固定資産売却損	132	62
固定資産除却損	2,154	1,706
関係会社株式売却損	812	—
その他特別損失	1,165	956
税金等調整前当期純利益	5,794	15,162
法人税、住民税及び事業税	5,267	8,792
法人税等調整額	△1,185	1,191
当期純利益	1,712	5,177
非支配株主に帰属する当期純利益	146	486
親会社株主に帰属する当期純利益	1,566	4,691

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)
第95期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,129	22,631	95,069	△622	159,207
会計方針の変更による累積的影響額			155		155
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,129	22,631	95,224	△622	159,363
当期の変動額					
剰余金の配当			△3,997		△3,997
親会社株主に帰属する当期純利益			1,566		1,566
連結子会社の決算期変更に伴う増減			366		366
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)					
当期の変動額合計	—	△0	△2,064	△1	△2,066
当期末残高	42,129	22,631	93,159	△623	157,296

	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,607	△1,976	11,524	△308	10,847	9,618	179,673
会計方針の変更による累積的影響額							155
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,607	△1,976	11,524	△308	10,847	9,618	179,829
当期の変動額							
剰余金の配当							△3,997
親会社株主に帰属する当期純利益							1,566
連結子会社の決算期変更に伴う増減							366
自己株式の取得							△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△0
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)	△948	1,801	△4,249	△13	△3,410	△1,096	△4,507
当期の変動額合計	△948	1,801	△4,249	△13	△3,410	△1,096	△6,573
当期末残高	659	△174	7,275	△322	7,436	8,522	173,255

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

「連結注記表」として表示すべき事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-kinzoku.com/>) に掲載しております。

計算書類

貸借対照表 (単位：百万円)

科目	第95期 2020年3月31日現在	(ご参考) 第94期 2019年3月31日現在	科目	第95期 2020年3月31日現在	(ご参考) 第94期 2019年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	182,977	159,967	流動負債	137,681	130,325
現金及び預金	13,279	1,778	買掛金	23,764	18,742
受取手形	992	1,289	短期借入金	25,372	31,417
売掛金	49,959	41,298	コマーシャル・ペーパー	25,000	6,500
商品及び製品	24,566	20,058	一年内返済予定の長期借入金	7,788	25,170
仕掛品	11,651	14,541	一年内償還予定の社債	20,000	10,000
原材料及び貯蔵品	26,203	24,739	リース債務	49	63
前渡金	511	1,259	未払金	9,668	9,751
前払費用	639	434	未払費用	1,137	872
短期貸付金	42,942	40,353	未払法人税等	208	26
未収入金	7,815	10,622	前受金	59	264
立替金	2,368	3,021	預り金	21,536	23,694
デリバティブ債権	2,012	513	賞与引当金	2,072	2,061
その他	38	58	製品保証引当金	7	-
貸倒引当金	△1	△1	工事損失引当金	-	0
固定資産	249,755	259,554	デリバティブ債務	1,016	1,760
有形固定資産	48,467	48,413	その他	0	0
建物	42,395	41,441	固定負債	150,411	138,304
構築物	13,755	13,085	社債	40,000	50,000
機械及び装置	118,801	117,210	長期借入金	93,059	71,448
車両運搬具	541	529	リース債務	96	91
工具器具備品	9,654	9,046	退職給付引当金	15,880	15,411
鉱業用地	175	175	環境対策引当金	770	829
土地	15,772	15,701	金属鉱業等鉱害防止引当金	249	245
リース資産	992	971	訴訟損失引当金	75	-
建設仮勘定	2,192	2,599	資産除去債務	126	125
減価償却累計額	△155,814	△152,346	その他	153	152
無形固定資産	2,897	1,623	負債合計	288,092	268,630
諸権利	1,650	1,377	純資産の部		
ソフトウェア仮勘定	1,246	245	株主資本	143,972	151,237
投資その他の資産	198,390	209,518	資本金	42,129	42,129
投資有価証券	8,011	9,245	資本剰余金	22,557	22,557
関係会社株式	121,784	126,236	資本準備金	22,557	22,557
その他の関係会社有価証券	7,372	6,637	その他資本剰余金	0	0
関係会社出資金	3,026	2,997	利益剰余金	79,909	87,173
長期貸付金	53,993	61,661	利益準備金	2,406	2,406
繰延税金資産	2,086	135	その他利益剰余金	77,503	84,767
その他	2,454	2,953	繰越利益剰余金	77,503	84,767
貸倒引当金	△338	△349	自己株式	△623	△622
資産合計	432,733	419,521	評価・換算差額等	667	△346
			その他有価証券評価差額金	284	1,057
			繰延ヘッジ損益	383	△1,403
			純資産合計	144,640	150,891
			負債・純資産合計	432,733	419,521

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (単位：百万円)

科目	第95期 2019年4月 1日から 2020年3月31日まで	(ご参考) 第94期 2018年4月 1日から 2019年3月31日まで
売上高	240,690	240,679
売上原価	219,943	220,524
売上総利益	20,747	20,155
販売費及び一般管理費	30,224	28,284
営業損失 (△)	△9,477	△8,129
営業外収益	9,744	50,777
受取利息及び配当金	8,771	49,365
その他収益	973	1,411
営業外費用	3,857	1,812
支払利息	1,129	1,108
その他費用	2,728	703
経常利益又は経常損失 (△)	△3,589	40,835
特別利益	202	421
固定資産売却益	60	12
投資有価証券売却益	23	—
貸倒引当金戻入額	106	391
その他利益	12	18
特別損失	2,646	698
固定資産除売却損	349	191
減損損失	64	—
関係会社株式売却損	1,600	—
訴訟損失引当金繰入額	75	—
その他損失	556	507
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△6,033	40,557
法人税、住民税及び事業税	△643	771
法人税等調整額	△2,123	1,463
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,266	38,323

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (単位：百万円)
 第95期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	42,129	22,557	0	22,557	2,406	84,767	87,173	△622	151,237
当期の変動額									
剰余金の配当						△3,997	△3,997		△ 3,997
当期純損失 (△)						△3,266	△3,266		△3,266
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)									
当期の変動額合計	—	—	—	—	—	△7,263	△7,263	△1	△7,264
当期末残高	42,129	22,557	0	22,557	2,406	77,503	79,909	△623	143,972

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,057	△1,403	△346	150,891
当期の変動額				
剰余金の配当				△3,997
当期純損失 (△)				△3,266
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)	△772	1,786	1,013	1,013
当期の変動額合計	△772	1,786	1,013	△6,251
当期末残高	284	383	667	144,640

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

「個別注記表」として表示すべき事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-kinzoku.com/>) に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

三井金属鉱業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 峯 輝 一 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井金属鉱業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井金属鉱業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

三井金属鉱業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 峯 輝 一 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井金属鉱業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等および有限責任あずさ監査法人から受けております。
 - ④ なお、新型コロナウイルス感染症対応による海外拠点の一部操業停止の影響を受け、決算業務は遅延いたしました。監査手続き等問題がないことを確認しております。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

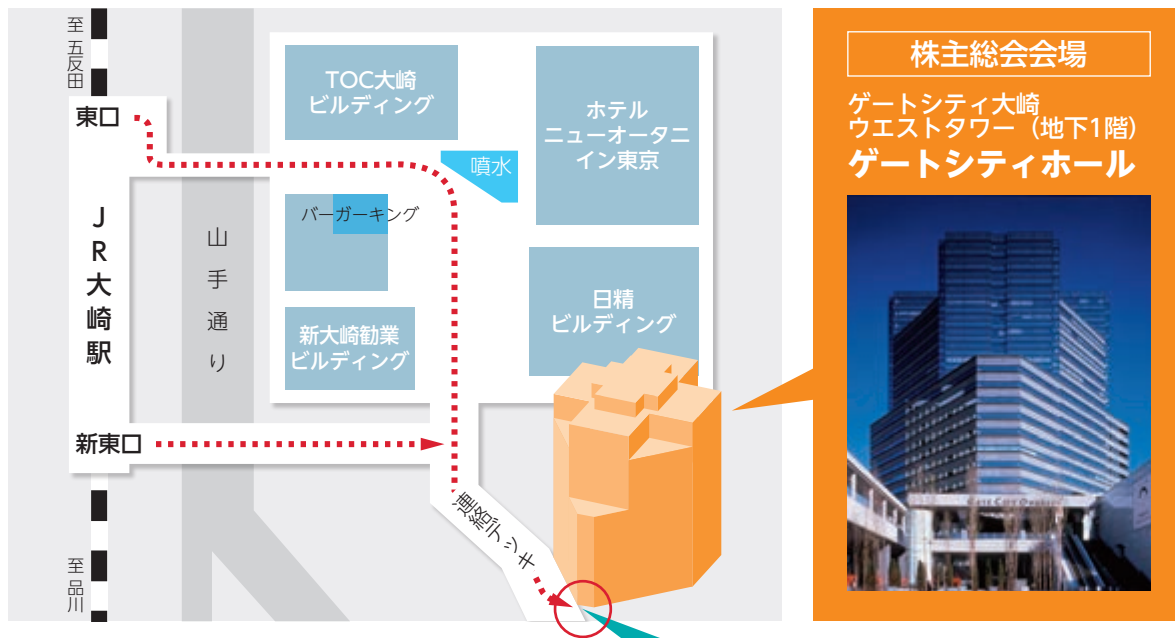
2020年5月29日

三井金属鉱業株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田	亮	㊟
常勤監査役	門脇	隆	㊟
社外監査役	石田	徹	㊟
社外監査役	武川	恵子	㊟

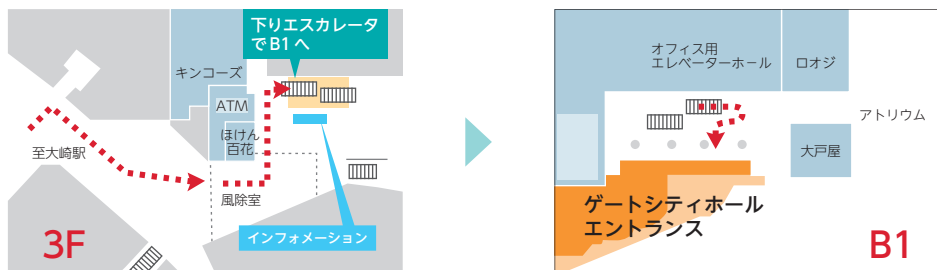
株主総会会場ご案内図

会場	ゲートシティホール (ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)
開催日時	2020年6月26日 (金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
交通	JR山手線、湘南新宿ライン、埼京線、りんかい線 「大崎駅」下車 新東口より徒歩約3分



会場までのアクセス

ゲートシティ大崎への連絡デッキからそのままウエストタワーの3階入口へお入りになり、下りエスカレーターで地下1階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。